

財団法人 MRA ハウス寄附行為

(平成20年4月4日一部変更認可)

財団法人 M R A ハウス

東京都港区南麻布4丁目9番17号

電話 03 - 3445 - 5111

FAX 03 - 3444 - 8629

財団法人 M R Aハウス寄附行為

第1章 総 則

- 第 1条 この法人は財団法人M R Aハウスと称する。
- 第 2条 この法人は事務所を東京都港区南麻布4丁目9番17号に置く。

第2章 目的及び事業

- 第 3条 この法人はM R A精神により恐怖、憎悪、どん慾より解放された国と世界を建設するためのM R A活動に用いる施設、物件を提供しその発展を助成することを目的とする。
- 第 4条 この法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) M R Aハウスの設置経営
 - (2) M R Aの出版、ラジオ放送、映画、劇等の助成
 - (3) その他この法人の目的を達成するため必要な事業の助成

第3章 資産及び会計

- 第 5条 この法人の資産は次の通りである。
- (1) この法人設立当初ローランド・ハーカー氏の寄附にかかる別紙財産目録に記載の財産
 - (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 寄附金及び補助金
 - (5) その他の収入
- 第 6条 この法人の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。
- 第 7条 この法人の基本財産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか又は郵便貯金とし若しくは確実な信託銀行に信託するかあるいは定期預金として代表理事が保管する。

- 第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但しこの法人の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、且つ文部科学大臣の承認を得てその一部に限り処分することができる。
- 第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は運用財産をもって支弁する。
- 第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎事業年度開始前代表理事が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に報告しなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
- 第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 第 12 条 この法人の収支決算は毎事業年度終了後3ヶ月以内に代表理事が作成し財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは理事会の議決を経てその一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。
- 第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 第 14 条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除く外、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。
- 第 15 条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

- 第 16 条 この法人には次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内(うち、代表理事1名及び専務理事1名)
- (2) 監事 1名又は2名
- 第 17 条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で代表理事1名及び専務理事1名を定める。
- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

- 第18条 代表理事は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
専務理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を掌理し、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
- 第19条 理事は理事会を組織し、この寄附行為に定める事項を議決し執行する。
- 第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
(1) 法人の財産の状況を監査すること
(2) 理事の業務執行の状況を監査すること
(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること
- 第21条 この法人の役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
役員はその任期満了後でも後任者が、就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により代表理事がこれを解任することができる。
この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 第23条 役員は有給とすることができる。
2 役員の報酬は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
- 第24条 この法人には評議員20名以上25名以内を置く。
2 評議員は理事会の議決をもって選出し代表理事がこれを任命する。
3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
5 評議員には第21条及び第22条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読みかえるものとする。
- 第25条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、代表理事に対し必要とみとめる事項について助言する。
- 第26条 この法人の事務を処理するため事務局及び必要な職員を置くことができる。
職員は代表理事が任免する。
職員は有給とすることができる。

第5章 会議

- 第27条 理事会は毎年2回、代表理事が招集する。
但し代表理事が必要と認めた場合、又は理事3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、代表理事は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
理事会の議長は代表理事とする。
- 第28条 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。但し書面を以って他の出席者に委任した者は、あらかじめ通知のあった事項についてはこれを出席とみなす。
理事会の議決は出席者の過半数をもって決する。可否が同数であるときは議長の決するところに従う。
緊急を要するとき又は特別の事由があるときは、代表理事は議案につき書面をもって理事の意見を求め会議にかえることができる。
- 第29条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
(1) 事業計画及び収支予算に関する事項
(2) 事業報告及び収支決算に関する事項
(3) 基本財産についての事項
(4) 長期借入金についての事項
(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要とみとめるもの
- 2 第27条及び第28条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。
- 第30条 理事会はこの寄附行為に定めてあるものの外、次の事項を議決する。
(1) 不動産の買入又は処分についての事項
(2) 基本財産の管理方法についての事項
(3) その他この法人の事業遂行上必要と認める事項
- 第31条 すべての会議には議事録を作成し議長及び当該会議において選任された出席者代表2名が署名押印の上これを保存する。

第6章 寄附行為の変更並びに解散

- 第32条 この寄附行為は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分3以上の議決を経、且つ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分3以上の議決を経、この法人の目的に類似の公益法人に寄附するものとする。

第7章 雑 則

第35条 この法人は事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書簡
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 - 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第8章 附 則

第36条 この寄附行為についての細則は理事会の議決を経て別に定める。